

	町、深田町、古川町、本町、松生町、松葉町、御堂町、向島町、元町、柳田町及び柳町に限る。) 、吹田市、摂津市(北別府町、新在家、正雀、正雀本町、庄屋、千里丘、千里丘新町、千里丘東四丁目及び五丁目、西一津屋、浜町、東正雀、東一津屋、東別府、一津屋、別府、三島、南千里丘並びに南別府町に限る。) 、豊中市、東大阪市(旭町、池島町、池之端町、出雲井町、出雲井本町、稲葉、今米、岩田町(三丁目を除く。))、瓜生堂一丁目、加納、上石切町、上四糸町、上六万寺町、川中、川田、河内町、神田町、喜里川町、北石切町、北鴻池町、客坊町、日下町、五条町、鴻池町、鴻池徳庵町、鴻池本町、鴻池元町、古箕輪、桜町、四糸町、島之内、下六万寺町、昭和町、新池島町、新鴻池町、新町、新庄、末広町、角田、善根寺町、鷹殿町、宝町、立花町、玉串町西、玉串町東、玉串元町、豊浦町、鳥居町、中石切町、中新開、中野、中鴻池町、南荘町、西石切町、西岩田一丁目、西鴻池、横小路町、横枕西、横枕南、吉田、吉田本町、吉田下島、吉原、六万寺町及び若草町を除く。))、守口市、八尾市(竹濑、竹濑西及び竹濑東に限る。))、兵庫県尼崎市	
364	大阪府交野市、門真市(石原町、泉町、一番町、大倉町、垣内町、桑才新町、幸福町、寿町、栄町、小路町、新橋町、末広町、月出町、堂山町、殿島町、中町、浜町、速見町、東田町、深田町、古川町、本町、松生町、松葉町、御堂町、向島町、元町、柳田町及び柳町を除く。))、四條畷市(上田原、さつきヶ丘、下田原、田原台及び緑風台を除く。))、大東市、寝屋川市、東大阪市(加納五丁目から八丁目までに限る。))、枚方市	7 2
365	大阪府河内長野市、富田林市(青葉丘、加太、廿山、五軒家及び新青葉丘町を除く。))、南河内郡	7 2 1
366-2	大阪府大阪市(東住吉区矢田七丁目及び平野区長吉川辺四丁目に限る。))、大阪狭山市、堺市、高石市、富田林市(青葉丘、加太、廿山、五軒家及び新青葉丘町に限る。))、松原市	7 2
368	大阪府泉佐野市、貝塚市、岸和田市、泉南市、阪南市、泉南郡、泉北郡忠岡町新浜	7 2
369	大阪府和泉市、泉大津市、泉北郡(忠岡町新浜を除く。))	7 2 5
370	大阪府茨木市、摂津市(北別府町、新在家、正雀、正雀本町、庄屋、千里丘、千里丘新町、千里丘東四丁目及び五丁目、西一津屋、浜町、東正雀、東一津屋、東別府、一津屋、別府、三島、南千里丘並びに南別府町を除く。))、高槻市	7 2
371	大阪府池田市(空港を除く。))、箕面市、豊能郡、兵庫県伊丹市、川西市、宝塚市(長尾台、花屋敷荘園、花屋敷つづじヶ丘、花屋敷松ヶ丘、雲雀丘、雲雀丘山手及びびびろじヶ丘に限る。))、川辺郡	7 2
372	大阪府柏原市、羽曳野市、東大阪市(旭町、池島町、池之端町、出雲井町、出雲井本町、稲葉、今米、岩田町(三丁目を除く。))、瓜生堂一丁目、加納(一丁目から四丁目までに限る。))、上石切町、上四糸町、上六万寺町、川中、川田、河内町、神田町、喜里川町、北石切町、北鴻池町、客坊町、日下町、五条町、鴻池町、鴻池徳庵町、鴻池本町、鴻池元町、古箕輪、桜町、四糸町、島之内、下六万寺町、昭和町、新池島町、新鴻池町、新町、新庄、末広町、角田、善根寺町、鷹殿町、宝町、立花町、玉串町西、玉串町東、玉串元町、豊浦町、鳥居町、中石切町、中新開、中野、中鴻池町、南荘町、西石切町、西岩田一丁目、西鴻池	7 2

	町、額田町、布市町、箱殿町、花園西町、花園東町、花園本町、東石切町、東鴻池町、東豊浦町、東山町、菱江、菱屋東、瓢箪山町、本庄中一丁目、本町、松原、松原南、水走、南鴻池町、南四条町、箕輪、御幸町、元町、山手町、弥生町、横小路町、横枕、横枕西、横枕南、吉田、吉田本町、吉田下島、吉原、六万寺町及び若草町に限る。) 、藤井寺市、八尾市(竹渊、竹渊西及び竹渊東を除く。)	
373-2	和歌山県海南市、和歌山市、海草郡	7 3
374	三重県南牟婁郡紀宝町、和歌山県新宮市、田辺市本宮町、東牟婁郡(北山村、大地町及び那智勝浦町に限る。)	7 3 5
375	和歌山県東牟婁郡(串本町及び古座川町に限る。)	7 3 5
376	和歌山県岩出市、紀の川市	7 3 6
377	和歌山県橋本市、伊都郡(かつらぎ町(花園新子、花園池ノ窪、花園北寺、花園久木、花園中南及び花園梁瀬に限る。))を除く。)	7 3 6
378	和歌山県有田市、有田郡、伊都郡かつらぎ町(花園新子、花園池ノ窪、花園北寺、花園久木、花園中南及び花園梁瀬に限る。)	7 3 7
379	和歌山県御坊市、日高郡(印南町、日高町、日高川町、美浜町及び由良町に限る。)	7 3 8
380	和歌山県田辺市(本宮町を除く。)、西牟婁郡、日高郡みまべ町	7 3 9
381	滋賀県高島市	7 4 0
382	奈良県奈良市(藪生町、荻町、小倉町、上深川町、下深川町、月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬桃香野、都祁小山戸町、都祁甲岡町、都祁こぶしが丘、都祁白石町、都祁相河町、都祁友田町、都祁吐山町、都祁馬場町、都祁南之庄町、針ヶ別所町、針町及び来迎寺町を除く。)	7 4 2
383-2	大阪府四條畷市(上田原、さつきヶ丘、下田原、田原台及び緑風台に限る。)、京都府相楽郡(空置町及び南山城村に限る。)、奈良県生駒市、宇陀市(室生小原、室生染田、室生多田及び室生無山に限る。)、天理市、奈良市(藪生町、荻町、小倉町、上深川町、下深川町、月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬桃香野、都祁小山戸町、都祁甲岡町、都祁こぶしが丘、都祁白石町、都祁相河町、都祁友田町、都祁吐山町、都祁馬場町、都祁南之庄町、針ヶ別所町、針町及び来迎寺町に限る。)、大和郡山市、生駒郡安堵町、磯城郡川西町下永、山辺郡	7 4 3
385-2	奈良県橿原市、桜井市、磯城郡田原本町、高市郡(明日香村及び高取町(越智、車木、寺崎及び丹生谷を除く。))に限る。)	7 4 4
387	奈良県香芝市、葛城市、御所市、大和高田市、生駒郡(斑鳩町、三郷町及び平群町に限る。)、北葛城郡、磯城郡(川西町(下永を除く。))及び三宅町に限る。)、高市郡高取町(越智、車木、寺崎及び丹生谷に限る。)、吉野郡大淀町(今木、大岩及び鉢立に限る。)	7 4 5
388	奈良県宇陀市(室生小原、室生染田、室生多田及び室生無山を除く。)、宇陀郡	7 4 5
389-2	奈良県吉野郡(大淀町(北野、北六田、中増、西増、新野、馬佐、比曾及び増口に限る。))、川上村、東吉野村及び吉野町に限る。)	7 4 6

392	奈良県吉野郡十津川村	7 4 6
393	奈良県吉野郡（上北山村及び下北山村に限る。）	7 4 6 8
394-2	奈良県五條市、吉野郡野迫川村	7 4 7
396	奈良県吉野郡（大淀町（今木、大岩、北野、北六田、中増、西増、新野、馬佐、比曾、鉾立及び増口を除く。）、黒滝村、下市町及び天川村に限る。）	7 4 7
397	滋賀県近江八幡市、東近江市（愛東外町、青山町、池庄町、池之尻町、市ヶ原町、妹町、上中野町、梅林町、大沢町、大清水町、大萩町、大林町、小倉町、長町、上岸本町、上山町、祇園町、北坂町、北清水町、北花沢町、北菩提寺町、小池町、小田荊町、小八木町、下一色町、下岸本町、下里町、下中野町、清水中町、勝堂町、僧坊町、曾根町、園町、大覚寺町、中一色町、中岸本町、中里町、中戸町、鯉江町、西菩提寺町、百濟寺甲町、百濟寺本町、平尾町、平松町、平柳町、南清水町、南花沢町、南菩提寺町、湯屋町、横溝町及び説合堂町を除く。）、蒲生郡	7 4 8
398	滋賀県甲賀市、湖南市	7 4 8
399	滋賀県東近江市（愛東外町、青山町、池庄町、池之尻町、市ヶ原町、今在家町、妹町、上中野町、梅林町、大沢町、大清水町、大萩町、大林町、小倉町、長町、上岸本町、上山町、祇園町、北坂町、北清水町、北花沢町、北菩提寺町、小池町、小田荊町、小八木町、下一色町、下岸本町、下里町、下中野町、清水中町、勝堂町、僧坊町、曾根町、園町、大覚寺町、中一色町、中岸本町、中里町、中戸町、鯉江町、西菩提寺町、百濟寺甲町、百濟寺本町、平尾町、平松町、平柳町、南清水町、南花沢町、南菩提寺町、湯屋町、横溝町及び説合堂町に限る。）、彦根市、犬上郡、愛知郡	7 4 9
400	滋賀県長浜市、米原市	7 4 9
401	大阪府三島郡、京都府京都市（右京区京北室谷町及び伏見区醍醐（一ノ切町、二ノ切町及び三ノ切町に限る。）を除く。）、長岡京市、向日市、八幡市、乙訓郡、久世郡久御山町（市田、栄、佐古、佐山、下津屋、田井及びび林を除く。）	7 5
402	石川県小松市、能美市	7 6 1
403-2	石川県加賀市	7 6 1
405-2	石川県金沢市、かほく市、野々市市、白山市、河北郡、能美郡	7 6
406	富山県砺波市、南砺市	7 6 3
407-2	富山県富山市、滑川市、中新川郡	7 6
408	富山県魚津市、黒部市、下新川郡	7 6 5
409	富山県射水市、小矢部市、高岡市、氷見市	7 6 6
410	石川県七尾市、鹿島郡	7 6 7
411	石川県羽咋市、羽咋郡	7 6 7
412	石川県輪島市、鳳珠郡穴水町	7 6 8

413	石川県珠洲市、鳳珠郡能登町	7 6 8
414	福井県敦賀市、三方郡、三方上中部若狭町（相田、生倉、井崎、岩屋、上野、海山、上瀬、小川、北前川、気山、倉見、佐古、島の内、塩坂越、成願寺、白屋、世久見、田井、田上、館川、田名、中央、常神、鳥浜、成出、能登野、東黒田、藤井、三方、神子、南前川、向笠、遊子及び横渡に限る。）	7 7 0
415	福井県小浜市、大飯郡、三方上中部若狭町（相田、生倉、井崎、岩屋、上野、海山、上瀬、小川、北前川、気山、倉見、佐古、島の内、塩坂越、成願寺、白屋、世久見、田井、田上、館川、田名、中央、常神、鳥浜、成出、能登野、東黒田、藤井、三方、神子、南前川、向笠、遊子及び横渡を除く。）	7 7 0
416	京都府亀岡市、南丹市八木町	7 7 1
417	京都府京都市右京区北室谷町、南丹市（八木町を除く。）、船井郡	7 7 1
418	京都府宮津市、与謝郡	7 7 2
419	京都府京丹後市	7 7 2
420	京都府綾部市、福知山市	7 7 3
421	京都府舞鶴市	7 7 3
422	京都府宇治市、木津川市、京田辺市、城陽市、久世郡久御山町（市田、栄、佐古、佐山、下津屋、田井及び林に限る。）、相楽郡（精華町及び和束町に限る。）、綴喜郡	7 7 4
423	京都府京都市伏見区醍醐（一ノ切町、二ノ切町及び三ノ切町に限る。）、滋賀県大津市、草津市、守山市、野洲市、栗東市	7 7 7
424-2	福井県あわら市、坂井市、福井市、吉田郡	7 7 6
425	福井県越前市、鯖江市、今立郡、南条郡、丹生郡	7 7 8
426	福井県大野市、勝山市	7 7 9
428	兵庫県明石市、加古川市平岡町土山、神戸市、西宮市（北六甲台、すみれ台及び山口町に限る。）、加古郡播磨町（上野添、北野添、古宮、西野添、野添、野添城、東野添、東新島及び二子に限る。）	7 8
429	兵庫県安粟市、姫路市安富町、佐用郡	7 9 0
430	兵庫県加西市、神崎郡	7 9 0
431	兵庫県たつの市（新宮町角亀及び御津町を除く。）	7 9 1
432-2	兵庫県相生市、赤穂市、たつの市新宮町角亀、赤穂郡	7 9 1
435-2	兵庫県高砂市（北浜町北脇及び北浜町西浜に限る。）、たつの市御津町、姫路市（安富町を除く。）、揖保郡	7 9
438	兵庫県加古川市（平岡町土山を除く。）、高砂市（北浜町北脇及び北浜町西浜を除く。）、加古郡（播磨町（上野添、北野添、古宮、西野添、野添、野添城、東野添、東新島及び二子に限る。）を除く。）	7 9
439	兵庫県小野市、三木市	7 9 4

440	兵庫県加東市、西脇市、多可郡	7 9 5
441	兵庫県三田市、篠山市	7 9
442	兵庫県丹波市	7 9 5
443	兵庫県豊岡市、美方郡香美町香住区	7 9 6
444	兵庫県美方郡（香美町香住区を除く。）	7 9 6
445	兵庫県朝来市、養父市	7 9
446	兵庫県芦屋市、宝塚市（鹿塩、駒の町、新明和町、長尾台、仁川旭ガ丘、仁川うぐいす台、仁川北、仁川清風台、仁川台、仁川高台、仁川高丸、仁川団地、仁川月見ガ丘、仁川月見ガ丘、仁川宮西町、花屋敷荘園、花屋敷つっじガ丘、花屋敷松ガ丘、雲雀丘、雲雀丘山手及びふじガ丘を除く。）、西宮市（清瀬台、塩瀬町名塩、塩瀬町生瀬、名塩ガーデン、名塩山荘、名塩新町、名塩茶園町、名塩南台、生瀬高台、生瀬町、生瀬町東町、花の峯、東山台、宝生ヶ丘及び青葉台に限る。）	7 9 7
447	兵庫県宝塚市（鹿塩、駒の町、新明和町、仁川旭ガ丘、仁川うぐいす台、仁川北、仁川清風台、仁川台、仁川高台、仁川高丸、仁川団地、仁川月見ガ丘及び仁川宮西町に限る。）、西宮市（北六甲台、すみれ台、山口町、清瀬台、塩瀬町名塩、塩瀬町生瀬、名塩ガーデン、名塩山荘、名塩新町、名塩茶園町、名塩南台、生瀬高台、生瀬町、生瀬町東町、花の峯、東山台、宝生ヶ丘及び青葉台を除く。）	7 9 8
448	兵庫県洲本市、南あわじ市	7 9 9
449	兵庫県淡路市	7 9 9
450	兵庫県広島市（佐伯区（杉並台及び湯来町に限る。）を除く。）、安芸郡	8 2
451	山口県光市（岩田、岩田立野、塩田、束荷及び三輪に限る。）、柳井市、熊毛郡	8 2 0
452	山口県大島郡	8 2 0
453	広島県江田島市、呉市、東広島市（黒瀬学園台、黒瀬春日野、黒瀬切田ガ丘、黒瀬桜ガ丘、黒瀬町市飯田、黒瀬町大多田、黒瀬町小多田、黒瀬町兼沢、黒瀬町兼沢、黒瀬町兼広、黒瀬町上保田、黒瀬町川角、黒瀬町切田、黒瀬町国近、黒瀬町菅田、黒瀬町津江、黒瀬町乃美尾、黒瀬町丸山、黒瀬町南方、黒瀬町宗近柳国、黒瀬榎原北、黒瀬榎原西、黒瀬榎原東及び黒瀬松ヶ丘に限る。）	8 2 3
454	広島県三次市（甲奴町を除く。）	8 2 4
455	広島県東広島市（安芸津町、黒瀬学園台、黒瀬春日野、黒瀬切田ガ丘、黒瀬桜ガ丘、黒瀬町市飯田、黒瀬町大多田、黒瀬町小多田、黒瀬町兼沢、黒瀬町兼広、黒瀬町上保田、黒瀬町川角、黒瀬町切田、黒瀬町国近、黒瀬町菅田、黒瀬町津江、黒瀬町乃美尾、黒瀬町丸山、黒瀬町南方、黒瀬町宗近柳国、黒瀬榎原北、黒瀬榎原西、黒瀬榎原東及び黒瀬松ヶ丘を除く。）	8 2
456-2	広島県庄原市（東城町を除く。）	8 2 4
461	広島県山県郡北広島町（雲耕、移原、大暮、大利原、大元、奥中原、奥原、刈屋形、川小田、草安、荒神原、小原、才乙、高野、土橋、中祖、南門原、西八幡原、橋山、東八幡原、細見、政所、溝口、宮地及び米沢を除く。）	8 2 6

462	広島県安芸高田市		8 2 6
463-2	広島県山県郡 (安芸太田町及び北広島町 (雲耕、移原、大暮、大利原、大元、奥中原、奥原、刈屋形、川小田、草安、荒神原、小原、才乙、高野、土橋、中祖、南門原、西八幡原、橋山、東八幡原、細見、政所、溝口、宮地及び米沢に限る。) に限る。)		8 2 6
465-2	広島県大竹市、山口県岩国市、玖珂郡		8 2 7
467	広島県廿日市市、広島市佐伯区 (杉並台及び湯来町に限る。)		8 2 9
468-2	山口県下関市		8 3
469	山口県下松市、光市 (岩田、岩田立野、塩田、束荷及び三輪を除く。)、周南市 (大河内、奥関屋、勝間ヶ丘、勝間原、熊毛中央、御所尾原、小松原、幸ヶ丘、自由ヶ丘、新清光台、清光台、清尾、高水原、鶴見台、中村、原、樋口、緑ヶ丘、八代、安田、夢ヶ丘、呼坂及び呼坂本町に限る。)		8 3 3
470	山口県周南市 (大河内、奥関屋、勝間ヶ丘、勝間原、熊毛中央、御所尾原、小松原、幸ヶ丘、自由ヶ丘、新清光台、清光台、清尾、高水原、鶴見台、中村、原、樋口、緑ヶ丘、八代、安田、夢ヶ丘、呼坂及び呼坂本町を除く。)		8 3 4
471	山口県防府市、山口市 (徳地伊賀地、徳地小古祖、徳地上村、徳地岸見、徳地串、徳地鯖河内、徳地島地、徳地野谷、徳地引谷、徳地深谷、徳地藤木、徳地船路、徳地堀、徳地三谷、徳地八坂、徳地山畑及び徳地柚木に限る。)		8 3 5
472	山口県宇部市、山陽小野田市、山口市阿知須		8 3 6
474	山口県長門市		8 3 7
475-2	山口県美祇市 (美東町を除く。)		8 3 7
477	山口県萩市 (江崎、片俣、上小川西分、上小川東分、上田万、吉部上、吉部下、下小川、下田万、須佐、鈴野川、高佐上、高佐下、中小川、弥富上及び弥富下を除く。)		8 3 8
478	山口県萩市 (江崎、上小川西分、上小川東分、上田万、下田万、須佐、鈴野川、中小川、弥富上及び弥富下に限る。)		8 3 8 7
479	山口県萩市 (片俣、吉部上、吉部下、高佐上及び高佐下に限る。)、阿武郡		8 3 8 8
481-3	山口県山口市 (阿知須、徳地伊賀地、徳地小古祖、徳地上村、徳地岸見、徳地串、徳地鯖河内、徳地島地、徳地野谷、徳地引谷、徳地深谷、徳地藤木、徳地船路、徳地堀、徳地三谷、徳地八坂、徳地山畑及び徳地柚木を除く。)		8 3 3
483	山口県美祇市美東町		8 3 9 6
485	広島県尾道市 (因島大浜町、因島鏡浦町、因島重井町、因島洲江町、因島田熊町、因島外浦町、因島中庄町、因島土生町、因島原町、因島三庄町、因島椋浦町及び瀬戸田町に限る。)		8 4 5
486	広島県竹原市、東広島市安芸津町		8 4 6
487	広島県豊田郡		8 4 6
488-2	広島県福山市新市町、府中市、三次市甲奴町		8 4 7
489-3	広島県三原市 (久井町及び大和町に限る。)、世羅郡		8 4 7

494	広島県庄原市東城町		8 4 7 7
495	広島県神石郡		8 4 7
496-2	広島県尾道市 (因島大浜町、因島鏡浦町、因島重井町、因島洲江町、因島田熊町、因島外浦町、因島中庄町、因島土生町、因島原町、因島三庄町、因島棕浦町及び瀬戸田町を除く。)、三原市 (久井町及び大和町を除く。)		8 4 8
498	広島県福山市 (今津町、金江町金見、金江町藁江、神村町、高西町川尻、高西町真田、高西町南、東村町、藤江町、本郷町、松永町、南松永町、宮前町及び柳津町に限る。)(ただし、市外局番を除く電気通信番号による発信については、番号区画コード499の番号区画(福山市(内海町、神辺町及び沼隈町に限る。))を除く。)を含む。)		8 4
499	広島県福山市 (今津町、金江町金見、金江町藁江、神村町、新市町、高西町川尻、高西町真田、高西町南、東村町、藤江町、本郷町、松永町、南松永町、宮前町及び柳津町を除く。)(ただし、福山市(今津町、内海町、金江町金見、金江町藁江、神村町、神辺町、新市町、高西町川尻、高西町真田、高西町南、東村町、藤江町、本郷町、松永町、南松永町、沼隈町、宮前町及び柳津町を除く。))における市外局番を除く電気通信番号による発信については、番号区画コード498の番号区画を含む。)		8 4
500	広島県隠岐郡隠岐の島町		8 5 1 2
501	広島県隠岐郡(隠岐の島町を除く。)		8 5 1 4
502	広島県松江市		8 5 2
503	広島県出雲市		8 5 3
504	広島県安来市		8 5 4
505	広島県雲南市 (掛合町及び吉田町を除く。)、仁多郡		8 5 4
506	広島県雲南市 (掛合町及び吉田町に限る。)、飯石郡		8 5 4
507	広島県大田市 (川合町及び温泉津町を除く。)		8 5 4
508	広島県浜田市		8 5 5
509	広島県大田市温泉津町、江津市(桜江町を除く。)		8 5 5
510	広島県大田市川合町、江津市桜江町、邑智郡		8 5 5
511	広島県益田市		8 5 6
512	広島県鹿足郡		8 5 6
513	広島県鳥取市 (河原町、佐治町及び用瀬町を除く。)、岩美郡		8 5 7
514	広島県鳥取市 (河原町、佐治町及び用瀬町に限る。)、八頭郡		8 5 8
515	広島県倉吉市、西伯郡大山町(赤坂、石井垣、上市、岡、栄田、塩津、下市、下甲、住吉、退休寺、高橋、田中、潮音寺、束積、殿河内、長野、羽田井、樋口、松河原、御崎及び八重に限る。)、東伯郡		8 5 8
516	広島県境港市、米子市、西伯郡(大山町(赤坂、石井垣、上市、岡、栄田、塩津、下市、下甲、住吉、退休寺、高橋、田中、潮		8 5 9

	音寺、束積、殿河内、長野、羽田井、樋口、松河原、御崎及び八重に限る。)を除く。)	
517	鳥取県日野郡	8 5 9
518	岡山県岡山市南区(植松、西畦及び箕島に限る。)、倉敷市、都窪郡	8 6
519	岡山県赤磐市(穂崎及び馬屋に限る。)、岡山市(南区(植松、西畦及び箕島に限る。))を除く。)、瀬戸内市邑久町(福山、大富、北島及び向山に限る。)、久米郡久米南町	8 6
520	岡山県玉野市	8 6 3
522-2	岡山県浅口市	8 6 5
525	岡山県笠岡市、浅口郡	8 6 5
526	岡山県高梁市、真庭市(阿口、上皆部、上中津井、上水田、五名、下皆部、下中津井、宮地及び山田に限る。)、加賀郡吉備中央町(上竹、北、黒土、黒山、岨谷、竹荘、田土、豊野、西、納地、宮地、湯山及び吉川に限る。)	8 6 6
527	岡山県井原市、小田郡	8 6 6
528	岡山県総社市	8 6 6
529	岡山県新見市	8 6 7
530	岡山県真庭市(阿口、上皆部、上中津井、上水田、五名、下皆部、下中津井、宮地及び山田を除く。)、苫田郡鏡野町(大、楠、富仲間、富西谷及び富東谷に限る。)、真庭郡	8 6 7
531	岡山県加賀郡吉備中央町(上竹、北、黒土、黒山、岨谷、竹荘、田土、豊野、西、納地、宮地、湯山及び吉川を除く。)、久米郡美咲町(上口、江与味、北、小山、里、栃原、中、中井和、西、西川、西川上、西井和、東井和及び南に限る。)	8 6 7
532	岡山県津山市、勝田郡、久米郡美咲町(飯岡、上口、江与味、北、高下、小山、里、栃原、中、中井和、西、西川、西川上、西井和、東井和及び南を除く。)、苫田郡鏡野町(大、楠、富仲間、富西谷及び富東谷を除く。)	8 6 8
533	岡山県美作市、英田郡	8 6 8
534	岡山県瀬戸内市長船町長船、備前市、和気郡	8 6 9
535-2	岡山県瀬戸内市(邑久町(福山、大富、北島及び向山に限る。))及び長船町長船を除く。)	8 6 9
538-2	岡山県赤磐市(穂崎及び馬屋を除く。)、久米郡美咲町(飯岡及び高下に限る。)	8 6
540	香川県観音寺市(豊浜町箕浦を除く。)、三豊市	8 7 5
541	香川県坂出市、善通寺市、丸亀市、綾歌郡宇多津町、仲多度郡	8 7 7
542	香川県さぬき市(小田、鴨部、鴨庄、志度及び未に限る。)、高松市、綾歌郡綾川町、香川郡、木田郡	8 7
543	香川県さぬき市(小田、鴨部、鴨庄、志度及び未を除く。)、東かがわ市	8 7 9
544	香川県小豆郡	8 7 9
545	高知県四万十市、幡多郡(大月町を除く。)	8 8 0

546	高知県宿毛市、幡多郡大月町	880
547-2	高知県高岡郡四万十町	880
548	高知県土佐清水市	880
549	徳島県阿波市(秋月、浦池、柿原、郡、五条、西条、高尾、土成、成当、水田、宮川内及び吉田を除く。)、吉野川市	883
550	徳島県美馬市、美馬郡	883
551	徳島県三好市、三好郡	883
552	徳島県阿南市	884
553	徳島県那賀郡	884
554-2	徳島県海部郡	884
555-2	徳島県小松島市、勝浦郡	885
557-2	徳島県阿波市(秋月、浦池、柿原、郡、五条、西条、高尾、土成、成当、水田、宮川内及び吉田に限る。)、徳島市、鳴門市、板野郡、名西郡、名東郡	88
558	高知県土佐郡、長岡郡(大豊町(馬瀬、角茂谷、久寿軒及び戸手野に限る。))を除く。)	887
559-2	高知県室戸市、安芸郡東洋町	887
560-3	高知県安芸市、安芸郡(馬路村、北川村、芸西村、田野町、奈半利町及び安田町に限る。)	887
562-2	高知県香美市、香南市、長岡郡大豊町(馬瀬、角茂谷、久寿軒及び戸手野に限る。)	887
563-2	高知県高知市、須崎市(浦ノ内出見、浦ノ内今川内、浦ノ内塩間、浦ノ内下中山、浦ノ内灰方及び浦ノ内福良に限る。)、土佐市、南国市、吾川郡いの町	88
564	高知県吾川郡仁淀川町、高岡郡(越知町、佐川町及び日高村に限る。)	889
565	高知県須崎市(浦ノ内出見、浦ノ内今川内、浦ノ内塩間、浦ノ内下中山、浦ノ内灰方及び浦ノ内福良を除く。)、高岡郡(津野町、中土佐町及び禰原町に限る。)	889
566	愛媛県上浮穴郡、喜多郡内子町(臼杵、大平、小田、上川、上田渡、立石、寺村、中川、中田渡、日野川、本川、南山及び吉野川に限る。)	892
567	愛媛県大洲市、喜多郡内子町(臼杵、大平、小田、上川、上田渡、立石、寺村、中川、中田渡、日野川、本川、南山及び吉野川を除く。)	893
568	愛媛県西予市三瓶町、八幡浜市、西宇和郡	894
569	愛媛県西予市(三瓶町を除く。)	894
570	愛媛県宇和島市、北宇和郡	895
571	愛媛県南宇和郡	895

572	愛媛県四国中央市、香川県観音寺市豊浜町箕浦	8 9 6
573	愛媛県今治市 (大三島町、上浦町、関前大下、関前岡村、関前小大下、伯方町、宮窪町及び吉海町に限る。)、越智郡	8 9 7
574	愛媛県西条市 (明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、小松町、周布、新市、新町、実報寺、高田、玉之江、旦之上、丹原町、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作及び吉田を除く。)、新居浜市	8 9 7
575	愛媛県今治市 (大三島町、上浦町、関前大下、関前岡村、関前小大下、伯方町、宮窪町及び吉海町を除く。)、西条市 (明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、小松町、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、丹原町、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作及び吉田に限る。)	8 9 8
576	愛媛県伊予市、東温市、松山市、伊予郡	8 9
577	福岡県糸島市 (市外局番を除く電気通信番号による発信については、番号区画コード578の番号区画を含む。)	9 2
578	福岡県大野城市、春日市、古賀市、太宰府市、筑紫野市、那珂川市、福岡市、糟屋郡 (市外局番を除く電気通信番号による発信については、番号区画コード577の番号区画を含む。)	9 2
579	長崎県志岐市	9 2 0
580	長崎県対馬市 (厳原町、豊玉町及び美津島町に限る。)	9 2 0
581	長崎県対馬市 (上県町、上対馬町及び峰町に限る。)	9 2 0
582	福岡県北九州市、中間市、遠賀郡、京都郡対田町 (与原、新津、下新津、二崎、下片島、稲光、法正寺、葛川、上片島、谷、鋤崎、山口、岡崎及び黒添を除く。)	9 3
583	福岡県行橋市、京都郡 (対田町 (与原、新津、下新津、二崎、下片島、稲光、法正寺、葛川、上片島、谷、鋤崎及び黒添に限る。)) 及びみやこ町に限る。)、築上郡築上町	9 3 0
584	福岡県福津市、宗像市	9 4 0
585	佐賀県鳥栖市、三養基郡 (上峰町を除く。)、福岡県小郡市、久留米市 (田主丸町を除く。)、筑後市 (下妻、富安及び馬間田を除く。)、みやま市瀬高町長田、三井郡、八女郡広川町 (広川及び藤田に限る。)	9 4 2
586	福岡県八女市、八女郡広川町 (広川及び藤田を除く。)	9 4 3
587	福岡県うきは市、久留米市田主丸町	9 4 3
588	熊本県荒尾市 (上井手及び下井手に限る。)、福岡県大川市、大牟田市、筑後市 (下妻、富安及び馬間田に限る。)、みやま市 (瀬高町長田を除く。)、柳川市、三潞郡	9 4 4
589	福岡県朝倉市、朝倉郡	9 4 6
590	福岡県田川市、田川郡	9 4 7

591	福岡県飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡	948
592	福岡県直方市、宮若市、鞍手郡鞍手町（市外局番を除く電気通信番号による発信については、番号区画コード593の番号区画を含む。）	949
593	福岡県鞍手郡小竹町（市外局番を除く電気通信番号による発信については、番号区画コード592の番号区画を含む。）	949
594	長崎県平戸市	950
595	佐賀県小城市、神埼市、佐賀市、多久市、神埼郡、杵島郡（大明町、江北町及び白石町（牛屋、坂田、新開、新明、田野上、戸ヶ里、深浦及び辺田を除く。）に限る。）、三養基郡上峰町	952
596	佐賀県嬉野市嬉野町、武雄市	954
597	佐賀県嬉野市（嬉野町を除く。）、鹿島市、杵島郡白石町（牛屋、坂田、新開、新明、田野上、戸ヶ里、深浦及び辺田に限る。）、藤津郡	954
598	佐賀県唐津市、東松浦郡	955
599	佐賀県伊万里市、西松浦郡、長崎県松浦市（鷹島町及び福岡町に限る。）	955
600	長崎県佐世保市（宇久町を除く。）、松浦市（鷹島町及び福岡町を除く。）、北松浦郡佐々町、東彼杵郡（東彼杵町を除く。）	956
601	長崎県諫早市、雲仙市（愛野町、吾妻町及び千々石町に限る。）、大村市、東彼杵郡東彼杵町	957
602	長崎県雲仙市（愛野町、吾妻町及び千々石町を除く。）、島原市、南島原市	957
603	長崎県長崎市（赤首町、池島町、上大野町、上黒崎町、神浦江川町、神浦扇山町、神浦上大中尾町、神浦上道徳町、神浦北大中尾町、神浦口福町、神浦下大中尾町、神浦下道徳町、神浦夏井町、神浦丸尾町、神浦向町、下大野町、下黒崎町、新牧野町、永田町、西出津町及び東出津町を除く。）、西彼杵郡	95
604	長崎県西海市、長崎市（赤首町、池島町、上大野町、上黒崎町、神浦江川町、神浦扇山町、神浦上大中尾町、神浦上道徳町、神浦北大中尾町、神浦口福町、神浦下大中尾町、神浦下道徳町、神浦夏井町、神浦丸尾町、神浦向町、下大野町、下黒崎町、新牧野町、永田町、西出津町及び東出津町に限る。）	959
605	長崎県五島市	959
606	長崎県佐世保市宇久町、北松浦郡（佐々町を除く。）、南松浦郡	959
607	熊本県熊本市（南区（城南町赤見、城南町阿高、城南町阿高、城南町阿高、城南町出水、城南町今吉野、城南町隈庄、城南町坂野、城南町さんさん、城南町沈目、城南町島田、城南町下宮地、城南町陳内、城南町高、城南町千町、城南町築地、城南町塚原、城南町永、城南町丹生宮、城南町東阿高、城南町藤山、城南町舞原、城南町宮地、城南町六田及び城南町鰐瀬に限る。）を除く。）、合志市、阿蘇郡西原村、上益城郡（山都町を除く。）、菊池郡	96
608	熊本県宇城市、宇土市、上天草市大矢野町、熊本市南区（城南町赤見、城南町阿高、城南町阿高、城南町出水、城南町今吉野、城南町隈庄、城南町坂野、城南町さんさん、城南町沈目、城南町島田、城南町下宮地、城南町陳内、城南町高、城南町千町、城南町築地、城南町塚原、城南町永、城南町丹生宮、城南町東阿高、城南町藤山、城南町舞原、城南町宮地、城南町六田及び城南町鰐瀬に限る。）を除く。）、合志市、阿蘇郡西原村、上益城郡（山都町を除く。）、菊池郡	964

	町築地、城南町塚原、城南町永、城南町丹生宮、城南町東阿高、城南町藤山、城南町舞原、城南町宮地、城南町六田及び城南町鰐瀬に限る。) 、下益城郡、八代郡氷川町 (高塚及び吉本に限る。)	
609	熊本県八代市、八代郡氷川町 (高塚及び吉本を除く。)	9 6 5
610	熊本県人吉市、球磨郡	9 6 6
611	熊本県水俣市、葦北郡	9 6 6
612	熊本県阿蘇市、阿蘇郡 (産山村、小国町及び南小国町に限る。)	9 6 7
613	熊本県上益城郡山都町	9 6 7
614	熊本県阿蘇郡 (高森町及び南阿蘇村に限る。)	9 6 7
615	熊本県菊池市、山鹿市、玉名郡和水町 (板橋、岩、大田黒、上板橋、上十町、上和仁、津田、中十町、中林、中和仁、西吉地、野田、東吉地、平野、山十町及び和仁に限る。)	9 6 8
616	熊本県荒尾市 (上井手及び下井手を除く。)、玉名市、玉名郡 (和水町 (板橋、岩、大田黒、上板橋、上十町、上和仁、津田、中十町、中林、中和仁、西吉地、野田、東吉地、平野、山十町及び和仁に限る。)) を除く。)	9 6 8
617-2	熊本県天草市、上天草市 (大矢野町を除く。)、天草郡	9 6 9
619	大分県佐伯市	9 7 2
620	大分県臼杵市 (野津町を除く。)、津久見市	9 7 2
621	大分県日田市	9 7 3
622	大分県玖珠郡	9 7 3
623	大分県臼杵市野津町、豊後大野市 (朝地町及び大飼町を除く。)	9 7 4
624	大分県竹田市、豊後大野市朝地町	9 7 4
625	大分県大分市、豊後大野市犬飼町、由布市 (湯布院町を除く。)	9 7
626	大分県杵築市山香町、別府市、由布市湯布院町、速見郡	9 7 7
627	大分県国東市 (国東町及び国見町に限る。)、東国東郡	9 7 8
628	大分県宇佐市、杵築市 (大田石丸、大田小野、大田沓掛、大田白木原、大田永松、大田波多方及び大田俣水)に限る。)、豊後高田市	9 7 8
629	大分県杵築市 (大田石丸、大田小野、大田沓掛、大田白木原、大田永松、大田波多方、大田俣水及び山香町を除く。)、国東市 (国東町及び国見町を除く。)	9 7 8
630	大分県中津市、福岡県豊前市、築上郡 (上毛町及び吉富町に限る。)	9 7 9
631	沖縄県糸満市、浦添市、うるま市、沖縄市、宜野湾市、豊見城市、那覇市、南城市、国頭郡 (恩納村、宜野座村及び金武町に限る。)、島尻郡 (伊是名村、伊平屋村、北大東村及び南大東村を除く。)、中頭郡	9 8

632	沖縄県名護市、国頭郡 (伊江村、大宜味村、国頭村、今帰仁村、東村及び本部町に限る。) 、島尻郡 (伊是名村及び伊平屋村に限る。)	9 8 0
633	沖縄県島尻郡 (北大東村及び南大東村に限る。)	9 8 0 2
634	沖縄県宮古島市、宮古郡	9 8 0
635	沖縄県石垣市、八重山郡	9 8 0
636	宮崎県延岡市、児湯郡木城町中之又	9 8 2
637	宮崎県日向市、東臼杵郡 (椎葉村大河内を除く。)	9 8 2
638	宮崎県西臼杵郡	9 8 2
639	宮崎県西都市 (現王島を除く。)、児湯郡 (木城町中之又を除く。)、東臼杵郡椎葉村大河内	9 8 3
640	宮崎県えびの市、小林市、西諸県郡	9 8 4
641	宮崎県西都市現王島、宮崎市、東諸県郡	9 8 5
642	鹿児島県曾於市 (大隅町を除く。)、宮崎県都城市、北諸県郡	9 8 6
643	宮崎県串間市、日南市	9 8 7
644	鹿児島県鹿児島郡十島村	9 9 1 2
645	鹿児島県鹿児島郡三島村	9 9 1 3
646	鹿児島県鹿児島市、日置市	9 9
647	鹿児島県指宿市、南九州市穎娃町	9 9 3
648	鹿児島県枕崎市、南九州市 (穎娃町を除く。)、南さつま市	9 9 3
649	鹿児島県鹿屋市輝北町、志布志市、曾於市大隅町、曾於郡	9 9
650	鹿児島県鹿屋市 (輝北町を除く。)、垂水市、肝属郡 (肝付町及び東串良町に限る。)	9 9 4
651	鹿児島県肝属郡 (錦江町及び南大隅町に限る。)	9 9 4
652	鹿児島県始良市、霧島市、始良郡	9 9 5
653	鹿児島県伊佐市	9 9 5
654	鹿児島県阿久根市、出水市、出水郡	9 9 6
655	鹿児島県いちき串木野市、薩摩川内市 (鹿島町、上甕町、里町及び下甕町を除く。)、薩摩郡	9 9 6
656	鹿児島県薩摩川内市 (鹿島町、上甕町、里町及び下甕町に限る。)	9 9 6 9
657	鹿児島県奄美市、大島郡 (宇檢村、喜界町、龍郷町及び大和村に限る。)	9 9 7
658	鹿児島県大島郡 (宇檢村、喜界町、瀬戸内町、龍郷町及び大和村を除く。)	9 9 7
659	鹿児島県西之表市、熊毛郡 (屋久島町を除く。)	9 9 7

660	鹿児島県熊毛郡屋久島町	997
661	鹿児島県大島郡瀬戸内町	997

注 1 利用者が同一の番号区画に呼を発信するときは、第5に定めるプレフィックス及び市外局番を除く電気通信番号によることができる。

2 この表に掲げる番号区画は、平成31年3月31日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

別表第2 付加的役務電話番号の細目

電気通信番号の構成	機能
☐120DEF GHJ	着信課金機能 (特定の電気通信番号への呼に係る料金が当該電気通信番号に係る利用者に課される機能をいう。)
☐800DEF GHJK	
☐170DEF GHJ	特定者向けメッセージ蓄積・再生機能 (特定の者に向けたメッセージを蓄積及び再生する機能をいう。)
☐180DEF GHJ	大量呼受付機能 (特定の電気通信番号への二以上の呼に対して同時に同一の情報を提供する機能又は特定の電気通信番号への呼の数を集計する機能をいう。)
☐570DEF GHJ	統一番号機能 (特定の電気通信番号への呼を当該電気通信番号に係る利用者からの請求によりあらかじめ指定される端末系伝送路設備を介して電気通信役務を提供する機能をいう。)
☐990DEF GHJ	情報料代理徴収機能 (特定の電気通信番号への呼に対して有料の情報を提供する場合であって、その料金が当該電気通信番号に係る利用者が契約する電気通信事業者により徴収される機能をいう。)

別表第3 付加的役務識別番号の細目

電気通信番号の構成	機能
104	番号案内機能（電気通信番号を案内する機能をいう。）
113	故障受付機能（故障等の問合せの受付に関する機能をいう。）
115	電報受付機能（電報の受付に関する機能をいう。）又は電報類（サービス受付機能（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第9項に規定する特定信書事業者が提供する同条第7項に規定する特定信書便役務（電話により引き受けた内容に基づき作成した信書便物を送達するものであって、その提供条件が電報に準ずるもの）に限る。）の受付に関する機能をいう。）
117	時報機能（時刻の通知に関する機能をいう。）
122	固定優先接続機能解除機能（電気通信事業者の電気通信設備を識別する電気通信番号を加入者交換機に登録し、当該加入者交換機により、加入者回線ごとにあらかじめ指定された電気通信事業者の電気通信設備に自動的に接続するために、その登録した電気通信番号を識別する機能を解除する機能をいう。）
171	災害時音声メッセージ蓄積・再生機能（災害時等に音声のメッセージを蓄積及び再生する機能をいう。）
177（注）	天気予報機能（気象情報の通知に関する機能をいう。）
184	発信電話番号非通知機能（発信元の電気通信番号を着信先に通知しない機能をいう。）又は位置情報非通知機能（発信元の位置情報を着信先（緊急通報の着信先となる警察機関、海上保安機関又は消防機関に限る。）に通知しない機能をいう。）
186	発信電話番号通知機能（発信元の電気通信番号を着信先に通知する機能をいう。）又は位置情報通知機能（発信元の位置情報を着信先（緊急通報の着信先となる警察機関、海上保安機関又は消防機関に限る。）に通知する機能をいう。）
188	消費生活相談受付機能（消費者安全法（平成21年法律第50号）第8条第1項第2号イ若しくは第2項第1号の相談又は独立行政法人国民生活センター法（平成14年法律第123号）第10条第2号の苦情、問合せ等の受付に関する機能をいう。）
189	児童虐待通告・児童相談受付機能（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第6条第1項又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条本文の通告その他の児童の福祉に関する相談のうち、児童相談所に対し行われるものの受付に関する機能をいう。）
上欄までに掲げる以外の1から始まる3桁以上の十進数字（緊急通報番号を除く。）	上欄までに掲げる以外の機能

注 別表第1に定める市外局番を前置することができる。

別表第4 本人特定事項の確認方法

1 本表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- (1) 本人確認書類 6に規定する書類
 - (2) 特定事業者 電話転送送役務（発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。以下この表において同じ。）を提供する者
 - (3) 特定取引等 電話転送送役務の提供に関する契約の締結
 - (4) 代表者等 特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人（当該自然人が最終利用者とは異なる場合に限る。）
- 2 本人特定事項の確認を行う方法は、次に掲げる最終利用者の区分に応じ、それぞれに定める方法とする。
- (1) 自然人である最終利用者 次に掲げる方法のいずれか
 - イ 当該最終利用者又はその代表者等から当該最終利用者の本人確認書類のうち6(1)又は(3)に定めるもの（6(1)ハからホまでに掲げるものを除く。以下「写真付き本人確認書類」という。）の提示（6(1)ロに掲げる書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。ロ及びハにおいて同じ。）の代表者等からの提示を除く。）を受ける方法
 - ロ 当該最終利用者又はその代表者等から当該最終利用者の本人確認書類（6(1)イに掲げるものを除く。）の提示（6(1)ロに掲げる書類の提示にあつては、当該書類の代表者等からの提示に限る。）を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている当該最終利用者の住居に宛てて、当該最終利用者との取引に係る文書（以下「取引関係文書」という。）を書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達記録をする郵便又はこれらに準ずるもの（以下「書留郵便等」という。）により、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるもの（以下「転送不要郵便物等」という。）として送付する方法
 - ハ 当該最終利用者若しくはその代表者等から当該最終利用者の本人確認書類のうち6(1)ハに掲げるもの（いずれかこの書類の提示を受ける方法又は6(1)ハに掲げる書類及び6(1)ロ、ニ若しくはホに掲げる書類若しくは当該最終利用者の現在の住居の記載がある補充書類（3に規定する補充書類をいう。ニ及びハにおいて同じ。）の提示（6(1)ロに掲げる書類の提示にあつては、当該書類の代表者等からの提示に限る。）を受けする方法
 - ニ 当該最終利用者又はその代表者等から当該最終利用者の本人確認書類のうち6(1)ハに掲げるものの提示を受け、かつ、当該本人確認書類以外の本人確認書類若しくは当該最終利用者の現在の住居の記載がある補充書類又はその写しの送付を受ける方法
 - ホ 当該最終利用者又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該最終利用者又はその代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該最終利用者の容貌及び写真付き本人確認書類の画像情報であつて、当該写真付き本人確認書類に係る画像情報が、当該写真付き本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日、当該写真付き本人確認書類に貼り付けられた写真並びに当該写真付き本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受ける方法
 - ヘ 当該最終利用者又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該最終利用者又はその代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該最終利用者の容貌の画像情報をいう。）の送信を受けるとともに、当該最終利用者又はその代表者等から当該最終利用者の写真付き本人確認書類（氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条第1項に規定する半導体集積回路をいう。以下同じ。）が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体

集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

ト 当該最終利用者又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該最終利用者又はその代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影させた当該最終利用者の本人確認書類のうち6(1)又は(3)に定めるもの（6(1)ニ及びホに掲げるものを除き、一を限り発行又は発給されたものに限る。以下このトにおいて単に「本人確認書類」という。）の画像情報であって、当該本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日並びに当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受け、又は当該最終利用者若しくはその代表者等に当該ソフトウェアを使用して読み取りをさせた当該最終利用者の本人確認書類（氏名、住居及び生年月日の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、次に掲げる行為のいずれかを行う方法（取引の相手方が次の(イ)又は(ロ)に規定する氏名、住居及び生年月日の確認に係る最終利用者になりすましている疑いがある取引又は当該確認が行われた際に氏名、住居及び生年月日を偽っていた疑いがある最終利用者（その代表者等が氏名、住居及び生年月日を偽っていた疑いがある最終利用者を含む。）との間における取引を行う場合を除く。）

(イ) 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第2条第2項に規定する特定事業者が犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）第7条第1項第1号イに掲げる取引又は同項第3号に定める取引を行う際に当該最終利用者について氏名、住居及び生年月日の確認を行い、当該確認に係る確認記録（同法第6条第1項に規定する確認記録をいう。以下このトにおいて同じ。）を保存し、かつ、当該最終利用者又はその代表者等から当該最終利用者しか知り得ない事項その他の当該最終利用者が当該確認記録に記載されている最終利用者と同じであることを示す事項の申告を受けることにより当該最終利用者が当該確認記録に記載されている最終利用者と同じであることを確認すること。

(ロ) 当該最終利用者の預金又は貯金口座（当該預金又は貯金口座に係る犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第7条第1項第1号イに掲げる取引を行う際に当該最終利用者について氏名、住居及び生年月日の確認を行い、かつ、当該確認に係る確認記録を保存しているものに限る。）に金銭の振込みを行うとともに、当該最終利用者又はその代表者等から当該振込みを特定するために必要な事項が記載された預貯金通帳の写し又はこれに準ずるものの送付を受けること。

チ 当該最終利用者又はその代表者等から当該最終利用者の本人確認書類のうち6(1)又は(3)に定めるもの（以下チ及びリにおいて単に「本人確認書類」という。）の送付を受け、又は当該最終利用者の本人確認書類（氏名、住居及び生年月日の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報若しくは本人確認用画像情報（当該最終利用者又はその代表者等に特定事業者が提供するソフトウェアを使用して撮影させた当該最終利用者の本人確認書類（6(1)イからハまでに掲げるもののうち一を限り発行又は発給されたものに限る。）の画像情報であって、当該本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日並びに当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信（当該本人確認用画像情報にあつては、当該ソフトウェアを使用した送信に限る。）を受けるとともに、当該本人確認書類に記載され、又は当該情報に記録されている当該最終利用者の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

リ 当該最終利用者又はその代表者等から当該最終利用者の現在の住居の記載がある本人確認書類の写しの際、又は当該最終利用者の本人確認書類の写し及び当該最終利用者の現在の住居の記載がある補完書類（3(3)に掲げる書類にあつては、当該最終利用者と同居する

者のものを含み、当該本人確認書類に当該最終利用者の現在の住居の記載がないときは、当該補完書類及び他の補完書類（当該最終利用者のものに限り。）とする。）若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該最終利用者の住居（当該本人確認書類の写しに当該最終利用者の現在の住居の記載がない場合にあつては、当該補完書類又はその写しに記載されている当該最終利用者の住居）に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

ヌ その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの（特定事業者に代わって住居を確認し、写真付き本人確認書類の提示を受け、並びにそれを行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項、本人特定事項の確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは当該提示を受けた日付及び時刻並びに本人特定事項の確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項を当該特定事業者に伝達する措置がとられているものに限る。）により、当該最終利用者に対して、取引関係文書を送付する方法

ル 当該最終利用者から、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下この2において「電子署名法」という。）第4条第1項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書（当該最終利用者の氏名、住居及び生年月日の記録のあるものに限る。）及び当該電子証明書により確認される電子署名法第2条第1項に規定する電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法（当該最終利用者から、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下この(1)において「公的個人認証法」という。）第3条第6項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される公的個人認証法第2条第1項に規定する電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法（特定事業者が公的個人認証法第17条第4項に規定する署名検証者である場合に限る。）

ロ 当該最終利用者から、公的個人認証法第17条第1項第5号に掲げる総務大臣の認定を受けた者であつて、同条第4項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務（電子署名法第2条第3項に規定する特定認証業務をいう。）の用に供する電子証明書（当該最終利用者の氏名、住居及び生年月日の記録のあるもの）に限り、当該最終利用者に係る利用者（電子署名法第2条第2項に規定する利用者）の真偽の確認が、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第5条第1項各号に掲げる方法により行われて発行されるものに限る。）及び当該電子証明書により確認される電子署名法第2条第1項に規定する電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法

(2) 法人である最終利用者 次に掲げる方法のいずれか

イ 当該法人の代表者等から本人確認書類のうち6(2)又は(3)に定めるものの提示を受ける方法

ロ 当該法人の代表者等から当該最終利用者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受け、かつ、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第3条第2項に規定する指定法人から登記情報（同法第2条第1項に規定する登記情報をいう。以下同じ。）の送信を受ける方法（当該法人の代表者等（当該最終利用者を代表する権限を有する役員として登記されていない法人の代表者等に限る。）と対面しない当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該最終利用者の本店等（本店、主たる事務所、支店（会社法（平成17年法律第86号）第933条第3項の規定により支店とみなされるものを含む。）又は日本に営業所を設けていない外国会社の日本における代表者の住居をいう。以下同じ。）に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法）

ハ 当該法人の代表者等から当該最終利用者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第39条第4項の規定により公表されている当該最終利用者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地（以下「公表事項」という。）を確認する方法（当該法人の代表者等と対面しない当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該最終利用者の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法）

ニ 当該法人の代表者等から本人確認書類のうち6(2)若しくは(3)に定めるもの又はその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該最終利用者の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

ホ 当該法人の代表者等から、商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書並びに当該電子証明書により確認される電子署名法第2条第1項に規定する電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法

3 特定事業者は、2(1)イからチまで又は(2)イ若しくはニに掲げる方法（2(1)ハに掲げる方法にあっては当該最終利用者の現在の住居が記載された次に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前6月以内のものに限る。以下「補完書類」という。）の提示を受ける場合を、2(1)ニに掲げる方法にあっては当該最終利用者の現在の住居が記載された補完書類又はその写しの送付を受ける場合を除く。）により本人特定事項の確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該最終利用者の現在の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないとき又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に当該最終利用者の現在の住居の情報の記録がないときは、当該最終利用者又はその代表者等から、当該記載がある当該最終利用者の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けることにより、当該最終利用者の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合において、2の規定にかかわらず、2(1)ロ若しくはチ又は(2)ニに規定する取引関係文書は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている当該最終利用者の住居又は本店等に宛てて送付するものとする。

(1) 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書

(2) 所得税法（昭和40年法律第33号）第74条第2項に規定する社会保険料の領収証書

(3) 公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。）の領収証書

(4) 当該最終利用者が自然人である場合にあつては、(1)から(3)までに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該最終利用者の氏名及び住居の記載があるもの（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）第4条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第1項に規定する通知カードを除く。）

(5) 日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、本人確認書類のうち6(1)又は(2)に定めるものにするもの（当該最終利用者が自然人の場合にあつてはその氏名及び住居、法人の場合にあつてはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）

4 特定事業者は、2(2)ロからニまでに掲げる方法（ロ及びビハに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人特定事項の確認を行う場合においては、当該最終利用者の本店等に代えて、当該最終利用者の代表者等から、当該最終利用者の営業所であると認められる場所の記載がある当該最終利用者の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受

けるとともに、当該場所に宛てて取引関係文書を送付することができる。

5 特定事業者は、2(1)ロ、チ若しくはリ又は(2)ロからニまでに掲げる方法（ロ及びビハに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人特定事項の確認を行う場合においては、取引関係文書を留郵便等により転送不要郵便物等として送付することに代えて、次の各号に掲げる方法のいずれかによることができる。

(1) 当該特定事業者の役職員が、当該本人確認書類若しくはその写しに記載され、当該登記情報に記録され、又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第39条第4項の規定により公表されている当該最終利用者の住居又は本店等へ赴いて当該最終利用者（法人である場合にあっては、その代表者等）に取引関係文書を交付する方法（(2)に規定する場合を除く。）

(2) 当該特定事業者の役職員が、当該最終利用者の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該最終利用者の住居又は本店等へ赴いて当該最終利用者（法人である場合にあっては、その代表者等）に取引関係文書を交付する方法（当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写しを用いて3の規定により当該最終利用者の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認した場合に限る。）

(3) 当該特定事業者の役職員が、当該最終利用者の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該最終利用者の営業所であると認められる場所に赴いて当該最終利用者の代表者等へ取引関係文書を交付する方法（当該最終利用者の代表者等から、当該本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受ける場合に限る。）

6 2に規定する方法において、特定事業者が提示又は送付を受ける書類は、次に掲げる区分に志じ、それぞれに定める書類のいずれかとする。ただし、(1)イ及びビハに掲げる本人確認書類（特定取引等を行うための申込み又は承諾に係る書類に最終利用者が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を除く。）並びに有効期間又は有効期限のある(1)ロ及びビホ、(2)ロに掲げる本人確認書類並びに(3)に定める本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日前6月以内に作成されたものに限る。

(1) 自然人（(3)に掲げる者を除く。） 次に掲げる書類のいずれか

イ 運転免許証等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証及び同法第104条の4第5項（同法第105条第2項において準用する場合を含む。）に規定する運転経歴証明書をいう。）、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード若しくは旅券等（出入国管理及び難民認定法第2条第5号に掲げる旅券又は同条第6号に掲げる乗員手帳をい）、当該顧客等の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。）又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳若しくは戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

ロ イに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁が当該自然人の写真を貼り付けたもの

ハ 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特別被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書若しくは母子健康手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）又は特定取引等を行うための申込み若しくは承諾に係る書類に最終利用者が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

ニ 印鑑登録証明書（ハに掲げるものを除く。） 戸籍の謄本若しくは抄本（戸籍の附票の写しが添付されているものに限る。） 住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。）

ホ イからニまでに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）第4条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第1項に規定する通知カードを除く。）

(2) 法人（(3)に掲げる者を除く。） 次に掲げる書類のいずれか

イ 当該法人の設立の登記に係る登記事項証明書（当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する書類）

ロ イに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの

(3) 外国人（日本の国籍を有しない自然人をいい、本邦に在留しているもの（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第9条第1項又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第3条第1項の規定により本邦に入国し在留しているものを除く。）及び外国に本店又は主たる事務所を有する法人（1）又は(2)に定めるもののほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、(1)又は(2)に定めるものに準ずるもの（自然人の場合にあつてはその氏名、住居及び生年月日の記載があるものに、法人の場合にあつてはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）

附 則

- 1 この告示は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に使用されている電気通信番号について法第五十条の二第一項の認定（法第五十条の六第一項の変更の認定を含む。）を行う場合であつて、次の各号に掲げるときその他総務大臣が特に認めるときは、第3の表及び第4の表の規定は、これによらないことができる。
 - 一 音声伝送携帯電話番号を使用して携帯電話の役割又はPHSの役割（いずれも主としてデータ伝送業務の用に供するものに限る。）に係る端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等を識別しようとするとき。
 - 二 事業者設備識別番号について、複数の指定を受けようとするとき。
- 3 前項の規定の適用を受けた音声伝送携帯電話番号（前項第一号に掲げるときに使用されるものに限る。以下この項において同じ。）は、次に掲げる事項を電気通信番号の使用に関する条件に加えるものとする。
 - 一 自ら指定を受けて音声伝送携帯電話番号を使用する者にあつては、音声伝送携帯電話番号により識別される端末設備等が0200番号を使用することができないときその他やむを得ない事情があるときに総務大臣が電気通信番号の指定に当たり必要があると認めた場合における音声伝送携帯電話番号を使用する者（利用者を含む。）の0200番号への移行の状況その他の事情を勘案して総務大臣が電気通信番号の指定に当たり必要と認めるまでの間を除き、令和四年一月一日以降は新たに付番をしないこと。
 - 二 自ら指定を受けて音声伝送携帯電話番号を使用する者及び卸電気通信業務の提供を受けて音声伝送携帯電話番号を使用する者にあつては、令和四年一月一日以降使用されている音声伝送携帯電話番号について0200番号への移行を進めること。
- 4 この告示の施行の際現に固定電話番号を使用している電気通信事業者（当該固定電話番号を電話転送業務の提供の用に供している場合に限る。）は、施行日から起算して三年を経過する日までの間は、第3の表の固定電話番号の項の電気通信番号の使用に関する条件の欄の第1の2並びに第4の1(2)及び2から7までの規定を適用しないことができる。
- 5 当分の間、第2の5の規定については、データ伝送携帯電話番号、音声伝送携帯電話番号及びIMS Iには適用しないものとする。

附 則 (令和元年12月25日総務省告示第304号)

- 1 (略)
- 2 電気通信事業者は、この告示の施行の際現に認定を受けている電気通信番号使用計画について、この告示の施行の日から起算して三月以内に、この告示による変更後の電気通信番号計画の規定に合致させなければならない。ただし、当該電気通信事業者がその期間内に電気通信事業法第五十条の六第一項の規定に基づく変更の認定を申請した場合において、その期間を経過したときは、当該申請について認定又は認定の拒否の処分があるまでの間は、この限りでない。
- 3 この告示の施行の際現に指定を受けている I M S I (電気通信番号の構成が 4 4 1 N₁ N₂ から始まる十五桁の十進数字であるものに限る。) については、この告示による改正後の電気通信番号計画第 3 の表電気通信番号の構成の欄の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該 I M S I を使用して提供される電気通信役務の内容が、この告示の施行の際現に当該 I M S I を使用して提供されている電気通信役務の内容と同一である場合に限る。

附 則 (令和 4 年 9 月 8 日総務省告示第308号)

- 1 (略)
- 2 この告示による変更後の電気通信番号計画 (以下この項において「新計画」という。) 別表第 4 の 6(1)への規定の適用については、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律 (令和二年法律第四十号) の施行の日 (令和四年四月一日) において現に交付されている国民年金手帳 (同法第二条の規定による改正前の国民年金法 (昭和三十四年法律第四十一号) 第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいい、当該国民年金手帳に自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。) は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令 (令和三年厚生労働省令第百十五号) 附則第六条第一項の規定により、同令による改正後の国民年金法施行規則 (昭和三十五年厚生省令第十二号) に規定する基礎年金番号を明らかにすることができる書類とみなされる間は、新計画別表第 4 の 6(1)へに掲げる書類とみなす。

標準電気通信番号使用計画（令和元年総務省告示第7号）

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十条の二第三項の規定に基づき、標準電気通信番号使用計画を次のように定める。

標準電気通信番号使用計画

第1 総則

この計画において使用する用語は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）、電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）及び電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）において使用する用語の例による。

第2 標準電気通信番号使用計画

- 1 電気通信番号の種別にかかわらず、標準電気通信番号使用計画は、別表第1のとおりとする。
- 2 前項の規定によるほか、電気通信番号（次に掲げる種別（第3の2により併せて電気通信番号使用計画を作成することができる電気通信番号の種別を含む。）のものに限る。以下この2において同じ。）を使用して提供する電気通信役務の内容及び電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図が、当該電気通信番号に係る卸電気通信役務の提供を行う電気通信事業者のそれと異なる場合における標準電気通信番号使用計画は、別表第2のとおりとすることができる。
 - (1) 固定電話番号（固定電話番号を使用して電話転送役務を提供していない場合に限る。）
 - (2) データ伝送携帯電話番号
 - (3) 音声伝送携帯電話番号
 - (4) 特定IP電話番号
 - (5) IMSI

第3 雑則

- 1 電気通信番号使用計画は、電気通信番号規則別表に掲げる電気通信番号の種別ごと（同表第2号に掲げる付加的役務電話番号の場合は、識別しようとする電気通信役務の内容ごと）に、別表第1又は別表第2により作成するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる電気通信番号の種別については、それぞれ対応する同表の右欄に掲げる電気通信番号の種別（これらの種別に係る電気通信番号の指定を受けている者が同じ場合に限る。）と併せて電気通信番号使用計画を作成することができる。

固定電話番号	付加的役務識別番号及び緊急通報番号
データ伝送携帯電話番号	IMSI
音声伝送携帯電話番号	IMSI、付加的役務識別番号及び緊急通報番号
特定IP電話番号	付加的役務識別番号

- 3 第2の標準電気通信番号使用計画と同一の電気通信番号使用計画を作成しない場合は、電気通信番号規則の規定により電気通信番号使用計画を作成し、電気通信事業法第50条の2第1項の認定を受けること。

別表第1（第2の1関係）

電気通信番号使用計画

電気通信事業者の氏名又は名称： _____

電気通信番号の種別： _____（注1）

作成（更新）年月日： _____（注2）

この計画は、当社が電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用する際の計画を定めるもので、電気通信番号の使用に当たっては、本計画を遵守し、これに従います。

なお、当社は、電気通信事業法第50条の3各号のいずれにも該当しておらず、かつ、総務大臣からいずれの電気通信番号についても指定を受けていません。

1 電気通信番号の使用に関する事項

- (1) 電気通信番号の使用に当たっては、電気通信番号計画に定める電気通信番号の使用に関する基本的事項を遵守します。
- (2) 電気通信番号の使用に当たっては、電気通信番号計画の定めに従い、電気通信番号（他の電気通信事業者が指定を受けた電気通信番号を含みます。）をその種別に応じ適切に使用します。
- (3) 電気通信番号の使用に当たっては、卸元事業者（2(1)に定める卸元事業者をいいます。）が作成し、総務大臣の認定を受けた電気通信番号使用計画を遵守し、これに従います。

2 電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容

- (1) 当社が提供する電気通信役務（電気通信番号を使用するものに限り、以下「当社提供役務」といいます。）は、【 _____ 】（注3）（以下「卸元事業者」といいます。）から卸電気通信役務の提供を受けて提供するものです。
- (2) 当社提供役務は、電気通信番号の使用に関して、卸元事業者が提供する電気通信役務の全部又は一部と同一です。
- (3) 当社提供役務において使用する電気通信番号は、卸元事業者その他の電気通信事業者（当社を除く。）が総務大臣から指定を受けた電気通信番号に限り、以下「当社提供役務に係る卸電気通信役務の提供を【行います。/行いません。】」（注4）

3 電気通信番号の使用に必要な電気通信設備の構成図

当社が電気通信番号を使用して電気通信役務を提供するに当たって必要となる電気通信設備は、卸元事業者が電気通信番号を使用して電気通信役務を提供するに当たって必要となる電気通信設備の全部又は一部と同一です。

4 電気通信番号の管理に関する事項

- (1) 卸元事業者が電気通信番号の管理を適切に行うことができるよう、卸元事業者から提供を受けて当社が使用する電気通信番号を適切に管理します。
- (2) 卸電気通信役務の提供を行う場合は、その提供を受ける電気通信事業者及びその提供内容を把握するとともに、当該電気通信事業者に対し電気通信番号を適切に管理するよう監督します。（注5）

5 電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項

- (1) 当社が使用する電気通信番号の使用に関する条件の確保に関しては、卸元事業者が使用する電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項と同一又はその範

圏内です。

- (2) 利用者が番号ポータビリティを利用できるようにするために、卸元事業者及び卸電気通信役務の提供先と連携して必要な措置を講じます。(注6)

注1 電気通信番号規則別表に掲げる電気通信番号の種別(付加的役務電話番号の場合は、識別しようとする電気通信役務の内容を含む。)を記載すること。

例 「固定電話番号」

「付加的役務電話番号(着信課金機能)」

「特定IP電話番号及び付加的役務識別番号」

- 2 電気通信番号使用計画を作成し、又は更新した年月日を記載すること。
- 3 電気通信事業者の氏名又は名称及び登録番号又は届出番号を記載すること。
- 4 電気通信役務の内容に応じて、卸電気通信役務の提供の有無が異なる場合は、「行います。」とした上で、その詳細を別紙に記載すること。
- 5 卸電気通信役務の提供を行わない場合は、記載を省略することができる。
- 6 固定電話番号又は音声伝送携帯電話番号以外の場合は、記載を省略することができる。また、卸電気通信役務の提供を行わない場合は、「及び卸電気通信役務の提供先」の部分省略することができる。

別表第2（第2の2関係）

電気通信番号使用計画

電気通信事業者の氏名又は名称： _____

電気通信番号の種別： _____（注1）

作成（更新）年月日： _____（注2）

この計画は、当社が電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用する際の計画を定めるもので、電気通信番号の使用に当たっては、本計画を遵守し、これに従います。

なお、当社は、電気通信事業法第50条の3各号のいずれにも該当しておらず、かつ、総務大臣からいずれの電気通信番号についても指定を受けていません。

1 電気通信番号の使用に関する事項

- (1) 電気通信番号の使用に当たっては、電気通信番号計画に定める電気通信番号の使用に関する基本的事項を遵守します。
- (2) 電気通信番号の使用に当たっては、電気通信番号計画の定めに従い、電気通信番号（他の電気通信事業者が指定を受けた電気通信番号を含みます。）をその種別に応じ適切に使用します。
- (3) 電気通信番号の使用に当たっては、卸元事業者（2(1)に定める卸元事業者をいいます。）が作成し、総務大臣の認定を受けた電気通信番号使用計画を遵守し、これに従います。

2 電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容

- (1) 当社が提供する電気通信役務（電気通信番号を使用するものに限り、以下「当社提供役務」といいます。）は、【 _____ 】（注3）（以下「卸元事業者」といいます。）から卸電気通信役務の提供を受けて提供するものです。
- (2) 当社提供役務は、電気通信番号の使用に関して、卸元事業者が提供する電気通信役務【の全部又は一部と同一です。 / と別紙のとおり異なります。】（注4）
- (3) 当社提供役務において使用する電気通信番号は、卸元事業者その他の電気通信事業者（当社を除く。）が総務大臣から指定を受けた電気通信番号に限り、
- (4) 当社提供役務に係る卸電気通信役務の提供を【行います。 / 行いません。】（注5）

3 電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図

当社が電気通信番号を使用して電気通信役務を提供するに当たって必要となる電気通信設備は、卸元事業者が電気通信番号を使用して電気通信役務を提供するに当たって必要となる電気通信設備【の全部又は一部と同一です。 / と別紙のとおり異なります。】

（注6）

4 電気通信番号の管理に関する事項

- (1) 卸元事業者が電気通信番号の管理を適切に行うことができるよう、卸元事業者から提供を受けて当社が使用する電気通信番号を適切に管理します。
- (2) 卸電気通信役務の提供を行う場合は、その提供を受ける電気通信事業者及びその提供内容を把握するとともに、当該電気通信事業者に対し電気通信番号を適切に管理するよう監督します。（注7）

5 電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項

- (1) 当社が使用する電気通信番号の使用に関する条件の確保に関しては、卸元事業者

が使用する電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項と同一又はその範囲内です。

- (2) 利用者が番号ポータビリティを利用できるようにするために、卸元事業者及び卸電気通信役務の提供先と連携して必要な措置を講じます。(注8)

注1 電気通信番号規則別表に掲げる電気通信番号の種別(付加的役務電話番号の場合は、識別しようとする電気通信役務の内容を含む。)を記載すること。

例 「固定電話番号」

「付加的役務電話番号(着信課金機能)」

「特定IP電話番号及び付加的役務識別番号」

- 2 電気通信番号使用計画を作成し、又は更新した年月日を記載すること。
- 3 電気通信事業者の氏名又は名称及び登録番号又は届出番号を記載すること。
- 4 別紙を作成する場合は、卸元事業者が提供する電気通信役務と同一となる部分及び異なる部分がそれぞれ具体的かつ明確となるように作成すること。その際、電気通信番号により電気通信役務を識別する場合は、識別される電気通信役務(当該役務の提供の区域を含む。)が明確となるように作成すること。
- 5 電気通信役務の内容に応じて、卸電気通信役務の提供の有無が異なる場合は、「行います。」とした上で、その詳細を別紙に記載すること。
- 6 別紙を作成する場合は、卸元事業者に係る電気通信設備と同一となる部分及び異なる部分がそれぞれ具体的かつ明確となるように作成すること。その際、次に掲げる事項が明確となるように作成すること。
 - (1) 電気通信番号により電気通信設備を識別する場合は、識別される電気通信設備
 - (2) 電気通信番号が使用される通信経路
 - (3) 電気通信設備と利用者又は他の電気通信事業者との間における分界点
- 7 卸電気通信役務の提供を行わない場合は、記載を省略することができる。
- 8 固定電話番号又は音声伝送携帯電話番号以外の場合は、記載を省略することができる。また、卸電気通信役務の提供を行わない場合は、「及び卸電気通信役務の提供先」の部分省略することができる。

附 則

この告示は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）「抄」

（定義）

第一条 「略」

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 報告年度 四月一日から翌年三月三十一日までをいう。
- 二 二十 「略」

（電気通信番号の使用に関する報告）

第八条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎報告年度経過後三月以内に、同表の報告対象番号の欄に掲げる電気通信番号の使用に関する当該報告年度末（様式第二十八第三表及び様式第二十八の二によるものについては、当該報告年度）の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

報告対象番号	報告対象事業者	様式番号
自ら指定を受けた利用者設備識別番号（電気通信番号規則別表第九号に掲げるIMS Iを除く。以下この表において同じ。）	当該利用者設備識別番号の指定を受けた電気通信事業者	様式第二十八及び様式第二十八の二
他の電気通信事業者が指定を受けた利用者設備識別番号（卸電気通信業務の提供を受けて使用する場合に限る。）	当該利用者設備識別番号を使用する電気通信事業者（電気通信事業法第五十条の第三項の規定の適用を受けた者を除く。）	様式第二十八の二及び様式第二十八の三
	当該利用者設備識別番号を電気通信事業法第五十条の第三項の規定の適用を受けて使用する電気通信事業者	様式第二十八の二及び様式第二十八の四

附 則

1 この省令は、公布の日から施行し、報告期限が昭和六十三年九月一日以後である報告書から適用する。

2 当分の間、電気通信事業者又は届出媒介等業務受託者で特別の事情があるものは、総務大臣の承認を受けて、この省令の規定によらないことができる。

3 当分の間、様式第二十八の二の適用については、同様式注1中「別表第9号に掲げるIMS I」とあるのは、「別表第3号に掲げるデータ伝送携帯電話番号、同表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号及び同表第9号に掲げるIMS I」とする。

附 則（令和元年総務省令第五号）

第一条 この省令は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号。以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

第二条 この省令による改正後の電気通信事業報告規則第八条の規定は、報告期限が令和二年四月一日（様式第二十八第三表については、令和三年四月一日）以後である報告から適用し、同日前の報告については、なお従前の例による。

第1表

電気通信番号の使用に関する報告 (自らが指定を受けた番号(0AB~J)/番号使用状況)														
年3月31日現在														
事業者名														
法人番号														
登録番号又は届出番号														
番号 区画	番号使用数(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)								番号未使用数			番号 休止 数	番号 ポータ ビリテ ィに 係る 番号 使用 数	合計
	(1)う ちアナ ログ電 話	(2)う ち総合 デジタル 通信サ ービス	(3)う ちI P 電話	(4)う ちワイ ヤレス 固定電 話	(5)う ちダイ ヤルイ ン番号 使用数	(6)う ち利用 者から 見えな い形で 使用さ れるも のの数	うち 卸提 供数	うち 電話 転送 役務 の数	うち 卸提 供数	うち 永続 的に 使用 予定 のな いも のの 数				
合計														
電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号の番号使用数の増加見込みを踏まえて将来的にひっ迫が予想される番号区画の有無 あり(番号区画:) なし														

- 注1 本表は、報告対象事業者が、電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号の指定を受けている場合に限り提出すること。
- 2 「番号区画」の欄は、総務大臣が電気通信番号計画で定める番号区画に従い記載すること。
- 3 「番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与している電気通信番号(報告対象事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が最終利用者に付与するものも含む。番号ポータビリティにより他の電気通信事業者が電気通信役務を提供しているものを除く。)の数を記載すること。
- 4 「うちダイヤルイン番号使用数」の欄は、利用者の回線契約数を超えて最終利用者に付与している電気通信番号の数を記載すること。
- 5 「うち利用者から見えない形で使用されるものの数」の欄は、呼の転送のために利用者から見えない形で使用されている電気通信番号の数を記載すること。
- 6 「うち卸提供数」の欄は、「番号使用数」及び「番号未使用数」のうち、卸電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した電気通信番号の数をそれぞれ記載すること。
- 7 「うち電話転送役務の数」の欄は、「番号使用数」のうち、電話転送役務(発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。)を提供している場合に、当該電話転送役務の用に供する電気通信番号の数を記載すること。
- 8 「番号未使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与していないものの数から番号休止数を除いたものの数を記載すること。
- 9 「うち永続的に使用予定のないものの数」の欄は、「番号未使用数」のうち、永続的に付与しないものの数を記載すること。
- 10 「番号休止数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、利用者の混乱回避等の観点から付与を

していないものの数を記載すること。

- 11 「番号ポータビリティに係る番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、番号ポータビリティにより他の電気通信事業者が電気通信役務を提供している電気通信番号の数を記載すること。
- 12 番号区画ごとの番号使用状況については、報告年度の期首における西暦年数が5の倍数の年以外である場合は、記載を省略することができる。
- 13 総務省は、この報告を踏まえ、次の事項をホームページにおいて公表する。
 - ・電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者（電気通信事業法第50条の2第3項の規定の適用を受けた者を含む。）の氏名又は名称
 - ・当該電気通信事業者の法人番号
 - ・当該電気通信事業者の登録番号又は届出番号
 - ・電気通信番号使用計画の認定を受けた利用者設備識別番号（電気通信番号規則別表第9号に掲げるIMS Iを除く。）の種別
- 14 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第2表

電気通信番号の使用に関する報告 (自らが指定を受けた番号(0AB~J以外)/番号使用状況)								
年3月31日現在								
事業者名								
法人番号								
登録番号又は届出番号								
電気通信 番号の種 別	番号使用数		番号未使用数			番号休止 数	番号ポー タビリテ ィに係る 番号使用 数	FMCサ ービスに 係る番号 使用数
		うち卸提 供数		うち卸提 供数	うち永続 的に使用 予定のな いものの 数			
合計								

- 注1 本表は、報告対象事業者が、電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号以外の電気通信番号の指定を受けている場合に限り提出すること。
- 2 「電気通信番号の種別」の欄は、「付加的役務電話番号(0120)」、「付加的役務電話番号(0170)」、「付加的役務電話番号(0180)」、「付加的役務電話番号(0570)」、「付加的役務電話番号(0800)」、「付加的役務電話番号(0990)」、「データ伝送携帯電話番号(0200)」、「データ伝送携帯電話番号(020C)」、「音声伝送携帯電話番号(070/080/090)」、「無線呼出番号(0204)」、「特定IP電話番号(050)」、「FMC電話番号(0600)」又は「特定接続電話番号(91CDE)」を記載すること。
 - 3 「番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与している電気通信番号（報告対象事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が最終利用者に付与するものも含む。番号ポータビリティにより他の電気通信事業者が電気通信役務を提供しているものを除く。）の数を記載すること。
 - 4 「うち卸提供数」の欄は、「番号使用数」及び「番号未使用数」のうち、卸電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した電気通信番号の数をそれぞれ記載すること。
 - 5 「番号未使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与していないものの

数から番号休止数を除いたものの数を記載すること。

- 6 「うち永続的に使用予定のないものの数」の欄は、「番号未使用数」のうち、永続的に付与しないものの数を記載すること。
- 7 「番号休止数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、利用者の混乱回避等の観点から付与をしていないものの数を記載すること。
- 8 「番号ポータビリティに係る番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、番号ポータビリティにより他の電気通信事業者が電気通信役務を提供している電気通信番号の数を記載すること。
- 9 「FMCサービスに係る番号使用数」の欄は、電気通信番号規則別表第4号又は第6号に掲げる電気通信番号を同規則別表第7号に掲げるFMC電話番号と同じ電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容を識別するために使用する場合の当該電気通信番号の数を記載すること。
- 10 総務省は、この報告を踏まえ、次の事項をホームページにおいて公表する。
 - ・電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者（電気通信事業法第50条の2第3項の規定の適用を受けた者を含む。）の氏名又は名称
 - ・当該電気通信事業者の法人番号
 - ・当該電気通信事業者の登録番号又は届出番号
 - ・電気通信番号使用計画の認定を受けた利用者設備識別番号（電気通信番号規則別表第9号に掲げるIMS Iを除く。）の種別
- 11 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

○電気通信事業法関係審査基準（平成13年総務省訓令第75号）〔抄〕

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 番号規則 電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）をいう。

(5) 番号計画 電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）をいう。

(6) 〔略〕

第12章 電気通信番号使用計画の認定等

（趣旨）

第20条 法第50条の4の規定により法第50条の2第1項の電気通信番号使用計画の認定を行い、若しくは法第50条の6第2項において準用する法第50条の4の規定により法第50条の6第1項の変更の認定を行い、又は法第50条の11の規定により利用者設備識別番号以外の電気通信番号の指定を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。

（審査基準）

第20条の2 電気通信番号使用計画の認定は、電気通信番号使用計画について審査し、次の各号のいずれにも適合していると認められる場合に行う。ただし、電気通信事業を営もうとする者及び法第165条第1項に規定する営利を目的としない電気通信事業を行おうとする地方公共団体に係る電気通信番号使用計画の認定は、法第9条の登録又は法第16条第1項若しくは第165条第1項の規定による届出が行われた後に行うものとする。

(1) 法第50条の4第1号関係

ア 電気通信番号使用計画の記載内容が、番号計画に定める電気通信番号の使用に関する基本的事項に適合するものであること。

イ 電気通信番号使用計画の記載内容が、電気通信番号使用計画に従って自ら又は他の電気通信事業者が指定を受けた電気通信番号を番号計画に照らして適切に使用するものであること。

ウ 電気通信番号の指定を受けようとする場合は、その電気通信番号が、番号計画に定める電気通信番号の構成に合致するものであること。

エ 電気通信役務の内容及び電気通信設備の構成が、番号計画に定める電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容と照らして適切なものであること。

オ 電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項が、番号計画に定める電気通信番号の使用に関する条件を満たす（電気通信役務の提供の開始前である場合は、その開始までに満たすことの蓋然性が高い）ものであること。

カ 利用者設備識別番号の指定を受けようとする場合であって番号ポータビリティを行うときは、電気通信番号の管理方法が、自ら付番した利用者及び他の電気通信事業者が付番した利用者における番号ポータビリティを適切に行うことができるものであること。

(2) 法第50条の4第2号関係（利用者設備識別番号の指定を受けようとする場合に限る。）

指定を受けようとする利用者設備識別番号が、電気通信番号計画に定める電気通信番号の構成の範囲内で指定可能なものであること。

(3) 番号規則第6条第1号関係（利用者設備識別番号の指定を受けようとする場合に限る。）

ア 指定を受けようとする利用者設備識別番号が、電気通信役務の提供のために必要なものであり、当該電気通信役務の提供に関する具体的な計画を有すること。

イ 電気通信役務の提供を開始していない場合には、その開始の日が、利用者設備識別番号の指定を受けようとする時期及び電気通信役務の提供に必要な電気通信設備の準備状況からみて合理的に設定されたものであること。

ウ 指定を受けようとする利用者設備識別番号の数が、電気通信番号指定基準（別紙2）に照らして、適正かつ明確に算出された需要の見込みに基づくものであり、合理的なものであること。

エ 卸電気通信役務の提供を受けて電気通信役務の提供をする電気通信事業者がIMS Iの

- 指定を受けようとする場合には、当該卸電気通信役務の提供を受けるに当たり当該卸電気通信役務の卸元電気通信事業者が使用するIMS Iを使用し、電気通信役務の提供をするに当たり当該IMS Iを使用させる方法によることができない合理的な理由があること。
- (4) 番号規則第6条第2号関係（固定電話番号の指定を受けようとする場合に限る。）
- ア 指定を受けようとする番号区画ごとの固定電話番号の数が、相当程度の需要の見込みに基づくものであること。
 - イ 固定電話番号の指定を受けようとする番号区画において、電気通信役務の提供の計画が確実に行われるものであること。
- (5) 番号規則第6条第3号関係（利用者設備識別番号の指定を受けようとする場合に限る。）
- ア 付番に関する方針が、利用者に対し公平に付番を行うものであること。
 - イ 付番に関する方針が、利用者設備識別番号のサブブロック利用（番号を細分し、その細分ごとに順次利用すること）により未使用となる番号の連続化を図るものその他の効率的な使用を図るものであること。
 - ウ 利用者設備識別番号の除去に関する方針が、利用者設備識別番号の再利用に努めるもの、解約保留期間を利用者の利便を踏まえて適切に設定するものその他の利用者設備識別番号の効率的な使用を図るものであること。
 - エ 付番及び利用者設備識別番号の除去に関する方針が、電気通信番号の管理方法に照らして適切に実施できるものであること。
- (6) 番号規則第6条第4号関係（卸電気通信役務の提供を行い、又は卸電気通信役務の提供を受ける場合に限る。）
- ア 電気通信番号の管理方法が、卸電気通信役務の提供を行う者及び卸電気通信役務の提供を受ける者が適切に連携するものであり、電気通信番号の指定を受けた者の責任において当該連携を有効とするものであること。
 - イ 利用者設備識別番号を使用して卸電気通信役務の提供を行う場合は、電気通信番号の管理方法が、卸電気通信役務の提供を受ける一者ごとに紐付けられること等により当該者が使用していないにもかかわらず当該者以外の電気通信事業者が使用できない利用者設備識別番号を可能な限り生じさせないようにするなど、利用者設備識別番号の効率的な使用を図るものであること。

（認定の条件）

第20条の3 電気通信番号使用計画の認定に当たり、次の各号に掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該各号に掲げる事項を、認定の条件として付すものとする。なお、その他の条件を付すことを妨げるものではない。

- (1) 前条(1)オにおいて、電気通信番号の使用に関する条件を満たすことの蓋然性が高いものであることをもって適合するとした場合 電気通信役務の提供の開始前までに、当該条件を満たす旨。
- (2) 前条(1)オにおいて、電気通信番号の使用に関する条件について総務大臣が特に認める事項がある場合 当該事項を適用して認定した旨及び当該事項を適用することなく電気通信番号の使用に関する条件を満たすよう努めなければならない旨。
- (3) 特定の電気通信番号の使用について、始期又は終期を設定する必要がある場合 当該電気通信番号について、特定の日前まで又は当該日以降の使用に限る旨。

（変更の認定）

第20条の4 電気通信番号使用計画の変更の認定は、前2条の規定に準じて行うものとする。

（電気通信番号の指定）

第20条の5 電気通信番号の指定は、認定又は変更の認定を受けた電気通信番号使用計画の範囲内において、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案して行うものとし、かつ、利用者設備識別番号の指定にあつては、電気通信番号指定基準（別紙2）に従うものとする。

- (1) 効率的な番号の使用となること。
- (2) 同一の電気通信事業者が指定を受ける電気通信番号が、可能な限り連続した番号となること。
- (3) 将来的な電気通信番号の構成の変更を可能な限り考慮したものであること。

別紙2

電気通信番号指定基準

本指定基準は、利用者設備識別番号の指定（当該指定を行うこととなる電気通信番号使用計画の認定及び変更の認定を含む。）に適用する。

1 基本原則

指定を行う利用者設備識別番号の数（電気通信番号使用計画の認定及び変更の認定にあっては、指定を受けようとする利用者設備識別番号の数）は、指定単位数の自然数倍とし、需要の見込み数を超えないこと。

ただし、需要の見込み数に、指定単位数に満たない端数があるときは、これを切り上げることができる。

2 指定単位数

1における指定単位数は、次の各号に掲げる電気通信番号の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

- (1) 付加的役務電話番号（プレフィックスを除き800から始まる電気通信番号を除く。）
1000
- (2) 固定電話番号、付加的役務電話番号（プレフィックスを除き800から始まる電気通信番号に限る。）、特定IP電話番号又はFMC電話番号 1万
- (3) データ伝送携帯電話番号、音声伝送携帯電話番号又は無線呼出番号 10万
- (4) 特定接続電話番号 特定接続電話番号として使用するプレフィックスを除いた桁数から5を減じた数を指数とする10のべき乗
- (5) IMSI（441N₁N₂N₃から始まるものを除く。） 100億
IMSI（441N₁N₂N₃から始まるものに限る。） 10億

3 需要の見込み数

1における需要の見込み数は、次の各号に掲げる電気通信番号の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

ただし、電気通信役務の提供の開始前である場合、電気通信役務の提供に関する特別な需要がある場合その他この基準によることが困難と認める場合は、この限りでない。

(1) 固定電話番号

需要の見込み数は、番号区画ごとに、次の式により求める数とする。

$$\left((\text{使用番号数}) + (\text{増加見込み数}) + (\text{解約保留番号数}) \right) \times (\text{変動率})$$

注1 使用番号数は、指定を受けた固定電話番号のうち使用しているものの数とする。

2 増加見込み数は、次の式により求める数とする。

$$(\text{使用番号数の直近12か月間における増加数}) \div (12\text{か月}) \times (\text{申請月を含む翌年度末までの月数})$$

3 解約保留番号数は、次の式により求める数とする。

$$(\text{直近12か月間に解約された固定電話番号の数}) \div (12\text{か月}) \times (6\text{か月})$$

4 変動率は、1.25とする。

(2) データ伝送携帯電話番号

需要の見込み数は、次の式により求める数とする。

$$\left((\text{使用番号数}) + (\text{増加見込み数}) \right) \div (\text{使用率})$$

注1 使用番号数は、指定を受けたデータ伝送携帯電話番号のうち使用しているものの数とする。

2 増加見込み数は、使用番号数の申請月から起算して25か月間における増加数とする。ただし、十分な算出根拠が示されるものであること。

3 使用率は、0.85とする。

(3) 音声伝送携帯電話番号

需要の見込み数は、次の式により求める数とする。

$$\left((\text{使用番号数}) + (\text{増加見込み数}) \right) \div (\text{使用率})$$

注1 使用番号数は、指定を受けた音声伝送携帯電話番号のうち使用しているものの数とする。

2 増加見込み数は、次の式により求める数とする。

(使用番号数の直近3か月間における増加数) ÷ (3か月) × (13か月)

3 使用率は、0.85とする。

4 音声伝送携帯電話番号の指定は、当該指定を受けようとする電気通信事業者が、現に指定を受けている音声伝送携帯電話番号のうち、75%以上のものを使用している場合に限り行うものとする。

(4) その他電気通信番号

需要の見込み数は、電気通信番号の種別ごとに、次の式により求める数とする。

((使用番号数) + (増加見込み数)) ÷ (使用率)

注1 使用番号数は、指定を受けた電気通信番号のうち使用しているものの数とする。

2 増加見込み数は、次の式により求める数とする。ただし、指定する電気通信番号の数が必要最小限となるよう、「3か月間」、「3か月」又は「13か月」の各期間を短くすることができる。

(使用番号数の直近3か月間における増加数) ÷ (3か月) × (13か月)

3 使用率は、1以下の値とする。ただし、指定する電気通信番号の数が必要最小限となるように適切に設定しなければならない。